

平成29年第2回教育委員会議事録

平成29年1月27日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成29年1月27日（金）午前10時00分～午前10時48分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹
担 当 部 長

生涯学習スポーツ 齋 木 雅 之 中 央 図 書 館 長 森 仁 司
担 当 部 長

庶 務 課 長 岡 本 勝 実 教 育 人 事 企 画 課 長 藤 江 敏 郎

学 務 課 長 正 田 智 枝 子 特 別 支 援 教 育 課 長 伴 裕 和

学 校 支 援 課 長 朝 比 奈 愛 郎 学 校 整 備 課 長 和 久 井 伸 男

生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 阿 出 川 潔

済美教育センター 白 石 高 士 済美教育センター
所 長 統 括 指 導 主 事 大 島 晃

済美教育センター 手 塚 成 隆 済美教育センター
統 括 指 導 主 事 就 学 前 教 育 担 当 課 長 佐 藤 正 明

中央図書館次長 岡 本 幸 子 副 参 事
中 央 図 書 館 次 長 子 ども の 居 場 所 づ くり 担 当 塩 畑 ま ど か

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 2 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第 1 号 杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 杉並区教育に関する事務の職権権限の特例に関する条例
- 議案第 4 号 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 杉並区永福体育館移転改修建築工事の請負契約の締結について
- 議案第 6 号 平成28年度杉並区一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 7 号 平成29年度杉並区一般会計予算
- 議案第 8 号 平成29年度杉並区用地会計予算

(報告事項)

- (1) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (2) 中央図書館改修に係る区民等意見聴取の結果について

目次

議案

議案第1号	杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	9
議案第2号	杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第3号	杉並区教育に関する事務の職権権限の特例に関する条例	11
議案第4号	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	12
議案第5号	杉並区永福体育館移転改修建築工事の請負契約の締結について	13
議案第6号	平成28年度杉並区一般会計補正予算(第7号)	15
議案第7号	平成29年度杉並区一般会計予算	16
議案第8号	平成29年度杉並区用地会計予算	20

報告事項

1 報告事項

- (1) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について 4
- (2) 中央図書館改修に係る区民等意見聴取の結果について 5

教育長 ただいまから平成29年第2回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は折井委員がご欠席でございます。ただし、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めることといたします。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございます。事前にご案内のとおり、議案が8件、報告事項2件を予定してございます。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。

なお、議案第1号から第8号につきましては、いずれも平成29年第1回区議会定例会への提出予定議案であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件であることから、区的意思形成過程上の案件となっております。

したがって、同法第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案の審議は非公開とし、報告事項の聴取が終了した後に審議することといたします。

では、まず報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「杉並区教育委員会共催・後援名義の使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは平成28年12月分の教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告をいたします。

12月分の合計でございますけれども、41件でございます。内訳は定例が39件、新規が2件、共催・後援の内訳は、共催が11件、後援が30件でございます。

新規の2件でございますが、2ページをご覧ください。

新規の共催でございます。団体名は、「『日本目録学の基礎確立と古典学研究支援ツールの拡充－天皇家・公家文庫を中心に－』研究プロジェクトチーム」、事業名は「陽明文庫講座」でございます。

もう1つの新規でございますが、9ページをご覧ください。最後のページでございます。新規の後援でございます。団体名は「グループあじさい」。事業名は「朗読『グループあじさい』」でございます。

私からの説明は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましては、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、報告事項2番「中央図書館改修に係る区民等意見聴取の結果について」、中央図書館次長からご説明いたします。

中央図書館次長 「中央図書館改修に係る区民等意見聴取の結果について」ということで、今年度取り組んできた中央図書館の大規模改修に向けた区民等意見聴取の結果について、ご報告いたします。

1枚目をご覧ください、1のところですが、括弧の中をご覧くださいと、延べ1,400名余りの方からご意見をいただいております。

毎年行っている区民意向調査ですが、図書館については過去に、5年ほど前に一度だけ行ったことがあるのですが、今回も行いました。無作為抽出1,100名の方にアンケート方式でお答えいただいております。

次に、区政モニターアンケートについて。これは1年間委嘱される方なのですが、手挙げ方式で、200名の方にアンケート方式でお答えいただいております。

次に、区民意見交換会。これは中央図書館改修を考える区民ワークショップのことです。50名の方にワークショップ方式でお答えいただいております。

次に、中学生意見交換会。これは杉並区立中央図書館改修のあり方に係る荻窪中学校文芸部生徒との意見交換会。10名ということで、ワークショップ方式で行っております。

最後に、地域中・高校生委員等アンケート。これは地域の中・高校生委員及び「ゆう杉並」中・高校生運営委員への図書館についてのアンケート調査50名ということで、アンケート方式です。

この3番、4番の意見交換については、主に中央図書館の大規模改修をテーマとし、それ以外は地域図書館の改築も含む図書館全般に関する内容です。

主な意見なのですが、別紙をご覧くださいませるか。概要なのですけれ

ども、1番「図書館資料の一層の充実」。やはり図書館は、まず書籍等資料を充実させることが重要であるとの声が最多となりました。特に一般図書の充実を求める声が一番多かったです。

2番なのですが、「快適な閲覧席・スペースの確保と拡充」ということで、快適に過ごせる滞在型の図書館として閲覧席・スペースの拡充、あと余裕を持った配置などの環境整備を求める声が多く寄せられました。

特に、読書空間の充実に向けた声として、以下のとおり「周辺の緑を生かした明るく快適な読書空間」ということで、館内の照明設備を見直すとか、読書の森公園との連続性の話。明るく快適な読書空間を充実させるというご意見とあとは「カフェゾーン」について、屋外とのアクセスを改善して、飲食しながらリラックスして読書ができて、会話が楽しめるようなところとして拡充するというご意見をいただきました。

裏面に移りまして3番「調べものや調査・研究等、個人またはグループで柔軟に使用できるスペースの設置」ということで、個人・グループの双方にとって来館、滞在、交流しやすい空間ということで、こういった施設整備を求める声がやはり多く寄せられました。

4番として「ある程度の広さを有した集い・交流できる場の確保」ということで、やはり行事を図書館でたくさん行っていますけれども、著名人などを招いた規模の大きな講演会、あと講座型のイベントを求める声がやはり多数を占めました。そういうことで、現行程度の収容人員を有する音響等設備が整った施設はやはり必要だろうということです。

5番として「10代の若い世代の図書館利用の普及・促進に向けたスペースの確保」ということで、アンケート調査などでも10代の若い世代を中心としたスペースの確保について、具体的な提案、特に閲覧スペースについては若者向けの内装、装備の充実を求める声が寄せられました。

6番、最後なのですが、「ICTを活用した、より利便性の高いサービスの実現」ということで、スマートフォン、タブレット端末などで無線を介して、やはりいつでも、どこでも、時と場所を選ばず、自由かつ簡便にあらゆる情報へのアクセスが可能となるICT環境の整備を求める声が多く寄せられました。

図書館の利用目的については、貸し出しサービスが多いのですが、地域館の受付窓口は特に休日には対応待ちで並ばなくてはならないことが多々あります。これらの混雑緩和につながる自動貸出機の導入な

どを求める声も寄せられました。

次に、また資料にお戻りいただきまして、3番「今後の取組スケジュール」。平成29年2月から7月には、図書館協議会から意見をいろいろいただきます。9月には改修基本計画を策定いたしまして、30年度設計、31年度から32年度に改修工事に進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

教育長 図書館が持っている広い意味での教育機能というか、もともと図書館というのはそういう基本的な性格を持っているわけだけれども、図書館の大衆化というか、大衆化というのは悪い意味での大衆化ではなくて、高度な専門的な研究とか情報の収集という、その要求に応じていくことはもちろん図書館の使命の1つではあるのだけれども、一般化というか大衆化というか、誰もがそこに来ることができるというか、利用することができるということ。そのいわゆる原則的な図書館が持っている使命から少し広がって行って、ここのカフェゾーンとか集い・交流できる場とかにつながるのでしょうか。

教育委員会がまとめた今後の図書館のあり方の中にも、広く人が集う新たな公共空間としての受け皿を提案しているわけだから、そういったものを具体的にしていかなければならないのだけれども、多分、今後これを進めていくときに苦勞するのは、いわゆる蔵書とか資料という形で図書館に求められる収集サービス機能と、人自体が集まって、そこで何かをしていく機能をどううまく融合させていくかということだろうなと思うのです。

ただ、そこに知恵を働かせていくということは、新しい図書館の姿を具現化していくことにもつながるわけで、いろいろな意見を求めながらできるだけいいものにしていきたいなという思いはあります。

その中で、若い世代に図書館へ足を運んでもらえるようにする。活字離れはこれからどんどん進んでいくだろうし、図書館で何かをするという環境自体が今の若い人たちにはあまりない。でも、図書館の持っている公共機能というか、教育機能というものは、多分若い人たちにも満足してもらえる内容を持っているはずなので、是非そういう図書館の資産というか資源というか、財産を若い人たちにも活用してもらいたい。

図書館の資産を死蔵化しないで、ぜひ若い人たちに活用してもらいたいなと思うので、そのあたりも難しいことだろうとは思いますが、多分今後ここは追求していかないと、日だまりに年寄りが集まって、コーヒーを飲みながら談笑するということだけにならないような、むしろ若い人がそこで創造的な新しい知恵を獲得して、主権者として育っていく学びの場になっていくような、そんなことであって欲しいと思います。

私ももう年寄りですから、あとは若い人に期待するしかありませんので。そういう受け皿になっていって欲しいなと。これはかなり個人的な意向も含めて、感想です。

中央図書館次長 ありがとうございます。まさにお考えのとおり、本当にあらゆる世代の方に集っていただきたいな、使っていただきたいなという思いで、今回いろいろな手段を使って、ご意見をいただいたわけですが、やはり特に10代の若い方の声はなかなか上げていただけないのですね。なので、そこは意を用いて、こちらからあちらこちらにお願いして、何とかワークショップなりアンケートなりを実施することができました。

今、地域図書館でも、高井戸図書館とか方南図書館とか、若い世代の方に使っていただくような工夫をして、居場所と認識して、定着して使っている実績もあるのでありますが、中央図書館もこの改修を機に、是非そういう方向に持っていけたらと考えております。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の日程でございますが、2月8日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、傍聴者の方、恐れ入りますがご協力方、お願いいたします。

それでは、続きまして、議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第1号「杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたほか、介護のため1日につき2時間の範囲以内で勤務しないことができるようにする等の措置が講じられたところでございます。

このことに伴いまして、育児休業の対象となる子の範囲を改める等の必要があるため、条例を改正するものでございます。

なお、関連する4件の条例につきましては、条建てで改正することとしております。

それでは、主な改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案を5枚おめくりいただきまして、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条による改正は、杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表2ページをご覧ください。第2条の2の規定におきまして、法律により育児休業の対象となる子とされた養子縁組里親に委託されている子等に加えまして、これらに準ずる者として養子縁組里親となることを希望したものの、親権者の同意が得られなかったため、養育里親となっている職員に委託されている児童を育児休業の対象とするものでございます。

次に2枚おめくりください。新旧対照表6ページをご覧ください。第15条の規定におきまして、次にご説明いたします杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正により新たに設ける介護時間と育児時間を部分休業と同日に取得する場合は、その合計時間を2時間までとして承認することとするものでございます。

続いて右側7ページをご覧ください。第2条による改正は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。第9条の2の規定におきまして、育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限等に係る子の範囲を拡大し、家庭裁判所に特別養子縁組の成立について請求した職員が監護する児童及び養子縁組里親である職員に委託されている児童等を含むこととしております。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表9ページをご覧ください。
第9条の3の規定におきまして、3歳に満たない子の育児に加え、要介護者の介護を行う職員が請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならないこととするものでございます。

1枚おめくりいただいて、新旧対照表10ページをご覧ください。第16条の2の規定におきまして、職員が介護をするための休暇として、1日につき2時間の範囲内で勤務時間の一部について勤務しない介護時間を設けるものでございます。これら第2条の杉並区職員における条例改正と同様のものを第3条では幼稚園教育職員について、第4条では学校教育職員、いわゆる区費教員について、それぞれ改正するものでございます。

最後に附則でございます。公布の日から施行することとするほか、必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第1号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第1号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第2、議案第2号「杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

ご説明いたします。地方公務員法の規定により、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする配偶者同行休業制度が設けられたことから、区では杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例を制定し、配偶者同行休業制度を導入しているところでございます。

配偶者同行休業の期間の延長について、地方公務員法は条例で定める特別な事情がある場合を除き1回に限るものとしておりますが、この度国家公務員につきまして、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情が定められたところでございます。

このことに伴いまして、区におきましても配偶者同行休業の期間の再

度の延長ができる特別の事情を定める必要があるため、条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げますので、議案を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

第6条の2におきまして、再度の延長ができる特別の事情は、配偶者同行休業期間の延長後の期間が満了する日において、配偶者の外国での勤務が引き続くこととなったこと等を定めるものでございます。その他の条文におきましては、所要の規定の整備を図るものでございます。

最後に、施行期日は平成29年4月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第2号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第3、議案第3号「杉並区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会が、教育に関する事務のうちスポーツに関するものを管理し、及び執行することとされておりますが、条例で定めるところにより、学校における体育に関するものを除き、地方公共団体の長が、当該事務を管理し、及び執行することができることとされているところでございます。

区では教育委員会が、スポーツに関する事務を管理し、及び執行しているところでございますが、この度東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた一層の機運醸成の取組を推進するとともに、スポーツと地域づくり、健康福祉等の施策等の連携を一層強化するため、区長が、スポーツに関する事務を管理し、及び執行することといたしました。

このことに伴いまして、教育に関する事務の職務権限の特例を定める

等の必要があるため、条例を制定するものでございます。

それでは、条例案の内容につきましてご説明を申し上げます。議案を1枚おめくりください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて、学校における体育に関することを除き、スポーツに関する事務は、区長が管理し、及び執行することとしてございます。

最後に附則でございます。施行期日は平成29年4月1日としております。

附則第2項は、杉並区組織条例の一部を改正するものでございまして、区民生活部の分掌事務にスポーツの振興に関することを加えることとしております。

附則第3項ですが、杉並区立公園条例の一部を改正するものでございまして、松ノ木運動場や和田堀公園プールなどの教育委員会が所管する都市公園内の運動施設が区長の所管となることに伴う規定の整備を行うこととしております。

附則第4項は、杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正するものでございまして、体育施設等の使用を承認する者を教育委員会から区長に改めるほか、体育施設等が区長の所管となることに伴う規定の整備を行うこととしてございます。

附則第5項ですが、この条例による改正前に教育委員会に対して行われた体育施設等の使用申請または教育委員会が行った体育施設等の使用の承認は、それぞれ区長に対して行われたもの、または区長が行ったものとみなすこととしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第3号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第3号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第4、議案第4号「杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。平成28年6月、児童福祉法の一部が改正され、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生の予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化等を図るため、養子縁組里親が法定化されるとともに、情緒障害児短期治療施設の名称が児童心理治療施設に改められたところでございます。このことに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、条例を改正するものでございます。

なお、関連する3件の条例につきまして、条建てで改正することとしております。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げますので、議案を1枚おめくりください。第1条におきまして、杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例を、第2条におきましては、杉並区立子供園条例を、そして第3条におきまして、杉並区保育料等に関する条例を改正するものでございまして、それぞれの条例で引用する児童福祉法の条項を改めるほか、第2条及び第3条の改正におきましては、保育料の算定基準となる階層区分に係る児童福祉施設の規定におきまして、情緒障害児短期治療施設を児童心理治療施設の名称に改めることとしております。

最後に、施行期日は平成29年4月1日としてございます。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育長 これは情緒障害児短期治療施設、つまり施設名が変わるわけけれども、その情緒障害児短期治療というのと児童心理治療施設。この対象の枠は広がるのですか。それとも呼称が変わるだけで、これまでのと対象の範囲については特段。何かあるのですか。

庶務課長 同じです。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第4号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第4号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第5、議案第5号「杉並区永福体育館移転改修建築工事の請負契約の締結について」を上程いたします。スポーツ振興課長からご説明いたします。

スポーツ振興課長 それでは、議案第5号につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は老朽化した永福体育館について、杉並区立施設再編整備計画に基づき、旧永福南小学校跡地に移転改修いたします建築工事を施行するものでございます。

それでは、資料1をご覧ください。こちらは案内図になりまして、工事場所は杉並区永福一丁目7番6号でございます。

次に、資料2でございます。こちらは工事概要でございます。工期、用途地域等、設計業者は記載のとおりでございます。

建物の構造・規模でございますが、鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造）の地上4階建てでございます。敷地面積は4,065.40平米。建築面積は1,813.98平米。延床面積は3,105.36平米でございます。

各階面積、高さ、基礎構造等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして資料3をご覧ください。こちらは使用室の内部仕上げでございます。

続きまして資料4でございます。こちらは建物の配置図でございます。敷地部分の西側に体育館、東側にビーチコートを設置してございます。

続いて資料5でございます。こちらは1階及び2階の平面図です。また資料6につきましては、3階及び4階の平面図となっております。

続いて資料7でございます。こちらは透視図でございます。南東側から見ました完成予想図でございます。

続きまして契約の方法でございますが、こちらは一般競争入札として入札公告により入札を行い、落札した業者と契約をするものでございます。仮契約につきましては1月23日付で成立してございます。

契約金額は10億1,736万円。契約の相手側は杉並区阿佐谷南三丁目2番2号、江州・興信・大島建設共同企業体でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしく申し上げます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 先ほどの議案の中で、体育施設などスポーツに関して区長部局に移るといふ条例を審議しまして、この体育館を今審議するといふのは、先ほどの条例がまだ議会にかかっていないから、今日この件を教育委員会で審議するといふことよろしいのでしょうか。

庶務課長 そうです。だから、契約案件です。

對馬委員 そうすると、例えばこの先、こういうような体育館の改修とかがあったときには、もう教育委員会では審議しないといふこと、つまり、今日までといふのは変だけれども、そういうことなのでしょう。

庶務課長 そうです。そのとおりでございます。

對馬委員 わかりました。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

教育長、それでは議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第5号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第5号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第6、議案第6号「平成28年度杉並区一般会計補正予算(第7号)」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。議案を2枚おめくりいただいて、補正予算概要の2ページ目をご覧ください。歳入歳出予算でございますが、記載の10事業につきまして、補正額の欄に記載の金額を減額補正するものでございます。いずれも本年度の事業執行におきまして、実績として生じた予算の残額を補正するものでございます。

なお、高円寺地区の小中一貫校の施設整備に係る小学校費及び中学校費、上から5番目と8番目になりますが、こちらにおきましては、新たに補助金が見込まれることから、特定財源のうち、国・都支出金を記載のとおり増額としております。

また、同じく高円寺地区の小中一貫教育校の施設整備におきまして、地方債の補正もございますので、あわせて4ページ目をご覧くださいませでしょうか。高円寺地区の小中一貫教育校の施設整備のための地方債

の地方限度額は1億1,100万円減額し、3億8,100万円としてございます。

最後に3ページ目にお戻りください。教育費の総額を記載してございます。今回の補正額5億3,084万7,000円を減じまして、補正後の教育費の総額は162億2,557万5,000円でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第6号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第6号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第7、議案第7号「平成29年度杉並区一般会計予算」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。まず、予算を編成するに当たっての基本的な考え方について、ご説明いたします。人工知能などの技術革新の進展、女性の就労率の向上、高齢化の進展等による社会保障関係費の伸びなど、近年の時代の変化は大きく、早くなっております。このような時代において必要な行政サービスを安定的、継続的に提供していくためには、常に時代の先を見据え、先手を打って課題にチャレンジしていく姿勢が欠かせません。

そこで、10年先を見据えて平成24年に策定した基本構想10年ビジョンの後半を迎えるに当たり、平成29年度の予算を「時代の先を見据え、10年ビジョンを加速させる予算」と名づけ、編成に当たりました。特に平成29年度は、総合計画10年の計画期間後半に入る重要な年に当たることから、区政を取り巻く環境の変化を踏まえ、長期最適、全体最適の視点で平成28年に改訂した実行計画、協働推進計画及び行財政改革推進計画の取組に要する経費を確実に予算に反映させることが求められています。

また、政府の経済見通しをもとに、区民税は一定の増収を見込んでおりますが、マイナス金利政策や円高傾向などにより、国からの交付金などは大幅減を見込んでおり、こうした危機的財政状況においても老朽施設の改築改修などには予算措置を行う一方、行財政改革推進計画に基づ

き、歳出削減を徹底し、持続可能な財政運営を図るとの考えを基本方針として、予算が編成されております。

なお、平成29年度予算編成に関する基本方針につきましては2ページから5ページに記載してございますので、後ほどご参照ください。

それでは、予算の具体的な内容についてご説明いたしますので、6ページをご覧ください。一般会計全体の財政計画でございます。

次の7ページになりますが、こちらは教育費における歳入予算でございまして、教育費の総額は27億8,261万7,000円となっております。前年と比べますと9,440万円余、率にして4%の増となっておりますが、これは主に高円寺地区の小中一貫教育校の建設工事や桃井第二小学校の改築工事の実施に伴う国庫支出金や特別区債の増によるものでございます。

続きまして8ページです。一般会計歳出予算の款別集計でございまして、区全体では前年度比60億7,600万円、3.5%の増額予算となっております。第7款の教育費の総額は154億2,678万3,000円で、前年度比7億2,800万円余、4.5%の減額となっておりますが、この主な要素はスポーツに関する事務が区民生活部に移管されることによる事業費の減でございます。

次の9ページは債務負担行為でございまして、杉並第一小学校の改築のための実施設計ほか3事業となっております。

続きまして10ページをご覧ください。地方債についてでございます。高円寺地区の小中一貫教育校の施設整備及び桃井第二小学校の改築について、記載の額を限度として地方債を発行するものでございます。

次に11ページから12ページでございまして、教育費事業別一覧で全事業を前年度比で掲載しております。星印のついているものは新規事業となっております。11ページの37番においては高円寺地区の小中一貫教育校開校準備のための経費180万円余、また12ページの72番におきましては、永福図書館の移転改築に向けた基本設計等の経費1,700万円余を計上しております。

また、12ページの73番以降の網かけ部分についてでございますが、スポーツに関する事務が区民生活部に移管されることに伴いまして、教育委員会としての事業が廃止となるものでございます。

次に、教育費の主な事業内容について、13ページ以降の資料でご説明させていただきます。まず13ページをご覧ください。このページに記載

のものはいずれも臨時事業でございますが、先ほどご説明いたしました高円寺地区の小中一貫教育校の開校準備経費などを計上しております。

続いて14ページからは投資事業となっておりますが、（仮称）就学前教育支援センターの整備では、平成31年度の開設に向けた実施設計等の経費を、また高円寺地区の小中一貫教育校の整備につきましては、施設整備のための経費のうち小学校費の分を計上しております。中学校費につきましては、16ページの一番上に記載してございまして、小学校費と同様の内容となっております。

次に15ページをご覧ください。杉並第一小学校の改築では平成33年度の完成を目指して実施設計等の経費を、また桃井第二小学校の改築では平成31年度の新校舎開校に向けた改築工事の経費などを計上しているところでございます。

続きまして16ページをもう一度ご覧ください。永福図書館の移転改築では、先ほどご説明いたしましたとおり、永福体育館移転後の跡地への移転改築に向けた基本設計等の経費を計上しております。

続きまして17ページ以降の主な既定事業でございますが、まず、17ページにあります地域運営学校等推進では、平成33年度全小中学校指定を目指しまして、平成29年度は新たに6校を地域運営学校に指定いたします。

また、学校の支援では、専門事業者等への外部委託による部活動活性化事業を拡充するとともに、教育委員会事務局の庶務事務において、法律問題等への対応力を高めるため、校長や副校長が弁護士から必要な助言等を得る体制を新たに整備するなど、国に先駆けて進めている多様な専門人材の活用をより一層推進してまいります。

また、特別支援教育では、平成30年度までに小学校全校に特別支援教室を設置するため、平成29年度は次年度設置予定の17校の環境整備を行うなど、特別支援教育の充実を図ってまいります。

次に18ページでございますが、情報教育の推進では、タブレット端末の配備校の拡大、そしてより効率的な授業を実施して、子どもたちの学びの可能性を拡げていきます。

また、学校教育への支援におきましては、教育におけるICTの有効性や可能性について、区内外の学校関係者等と広く共有する機会とするため、杉並教育ICTフォーラムを開催してまいります。

続きまして19ページでございます。学校支援教職員では、全小学校に配置している学習支援教員について、平成29年度、平成30年度で全中学校に配置を拡大することとし、平成29年度は6校に配置してまいります。

また、先ほどご説明いたしました多様な専門人材の活用の一環として、平成28年度に引き続きまして、副校長校務支援員を適切に配置し、副校長の校務遂行をサポートしてまいります。

また、いじめ対策の充実についてですが、平成28年度に改定いたしましたいじめ対応マニュアルを活用いたしまして、いじめの兆候を見逃さず、いじめを発見したら組織的に対応することなど、いじめ防止対策の徹底を図るとともに、教育SATを核として、個々のいじめ問題の解決を支援していきます。

次に20ページをご覧ください。図書館運営でございます。こちらでは中央図書館の大規模改修につきまして、平成30年度以降の設計工事に向けた検討を行うための経費を計上しております。また、次世代型科学教育の推進では、専門事業者や科学教育団体と連携協働地域施設等で最先端の科学を提供する出前型、ネットワーク型の科学教育事業の充実を図ってまいります。

最後になります。少し飛びまして23ページをご覧ください。債務負担行為でございます。指定管理制度による図書館の管理運営経費のほか、（仮称）就学前教育支援センターの整備、そして校舎改築等の経費を計上してございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

久保田委員 感想と期待を申し上げます。限られた予算の中で今、学校等が抱えている様々な課題、あるいは教育課題等も含めて、学校支援に向けた具体的な取組がここに見えてきていることをうれしく思いました。ぜひこれから具体的な細かな取組が出てくると思うのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

庶務課長 来年度新たに始めます事業のほか、それぞれの学校の課題に応じた支援ができるように、引き続き取り組んでまいりたいと思ひます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第7号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第7号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第8、議案第8号「平成29年度杉並区用地会計予算」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。議案を2枚おめくりいただき、予算概要の2ページをご覧ください。富士見丘地域における新しい学校づくりにおいては、富士見丘中学校に隣接する企業用地を取得して、小中学校を一体的に整備することとし、用地会計予算を計上した上で、昨年12月に当該用地を取得済みでございます。

移転補償費につきまして、平成28年度に前金払いとして8割を支払い、残りの2割については平成29年度に支払う予定となっているものでございます。

まず歳出をご覧ください。移転補償費につきましては、用地費欄に記載の2億4,270万円でございます。また、公債費欄に記載の金額は地方債発行に伴う利子の支払経費でございます。

次に歳入をご覧ください。まず、特別区債でございますが、2億4,200万円を計上しております。特別区債につきましては、あわせて3ページ目もご覧ください。公共用地先行取得等事業債を活用しての起債となっております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきまして、歳入の繰入金欄をご覧ください。必要な経費を賄うために記載の金額を一般会計から繰り入れるものでございます。

なお、4ページ目になりますが、債務負担行為に関する調書をおつけしておりますので、あわせてご覧ください。新規のものではございませんが、記載の限度額を設定しております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第8号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議はございませんので、議案第8号につきましては原案のとおり可決いたします。

来年度の予算の金額、それから事業に対する説明があるあつて、その議案を承認したわけですけれども、東京都が来年度予算を発表した中で、この間、杉並区が先行して取り組んできた学校の多忙化をどう改善していくのかという点があります。

その中で学校の校務を支援する仕組みについて杉並区は予算をつけてきた。あるいは不登校の児童・生徒に対する取組についても国の事業の進展も含めて、新しい事業に取り組んできた。そのための予算を確保し、区ではこの間、不登校の児童・生徒に対する取組を進めてきているわけですけれども、新たに不登校児童・生徒の学びの場である、そこに通ってきている子どもたちも宿泊をともしして、いろいろな経験をしたり、友人関係を広げたりしていくことができるような事業にも取り組みたい。ある意味、国や都の施策を先取りして、方向性を出していくという区教育委員会のあり方については大いに自負するところがあるわけです。

いずれにしても来月から始まる予算審議の中で、意図するところをよく区民に理解していただいて、予算についてご理解と信任を得られるように進めていかなければならないと、改めて今日の委員会を通して思いました。是非、事務局と共同して今後取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。